

広島工業大学環境学部環境デザイン学科及び建築デザイン学科合同学生会匠会会則

【第1章 総則】

第1条 本会は、広島工業大学環境学部環境デザイン学科及び建築デザイン学科合同学生会匠会（以下、本会という。）と称する。

第2条 本会は、広島工業大学建築・環境系学科同窓会「五三会」の学生会とす。

第3条 本会は、会員の資質を向上させ、会員相互の交流を促し、加えて環境学部の発展に貢献することを目的とする。

第4条 本会は、前条の目的達成のため次の活動を行う。

- 1 集会
- 2 研修等の学習機会及び修学成果の発表機会等の提供
- 3 会員相互の連絡及びに共助に関する活動
- 4 環境学部に対する精神的・物理的援助
- 5 その他本会の目的達成に必要な活動

【第2章 会員】

第5条 本会は、次の者を以て組織する。

- 1 学生会員 広島工業大学環境学部環境デザイン学科または建築デザイン学科の在籍学生で五三會会費の一部を納入した者
- 2 工学部学生会員 広島工業大学工学部の在籍学生で五三會会費の一部を納入した者
- 3 会員はメールアドレスを会長に届け出なければならない。変更した場合も同様とする。

【第3章 役員】

第6条 本会に次の役員を置く。

- 1 会長 1名
- 2 副会長 2名以内
- 3 会計担当 2名以内
- 4 会計監査 2名以内
- 5 書記 2名以内
- 6 庶務 3名以内

第7条 役員は次の方法により選任する。

- 1 各役員は、学生会員の中から候補者を募り、総会において選任する。
- 2 会計監査の一人は、五三會監査役をもってあてる。

第8条 役員は次の役割を担う。

- 1 会長 本会を代表し会務を総括する
- 2 副会長 会長を助け会長に事故ある時は代理する
- 3 会計担当 会計事務を担当する
- 4 会計監査 会計を監査する
- 5 書記 書記事務を担当する
- 6 庶務 種々雑多な事務を担当する

第9条 役員の任期は一か年とし、再任をさまたげない。役員に欠員が生じた時は、役員会に諮り補充するものとし、後任者の任期は前任者の残り期間とする。

【第4章 顧問・相談役】

第10条 本会に顧問・相談役を置く。

1 顧問は、環境デザイン学科または建築デザイン学科のいずれかの学科の主任教授及び五三會會長とする。

相談役は4年次チュータとする。

2 顧問・相談役は諮問に応ずる。

【第5章 會議】

第11条 本会の會議は、定期總會、臨時總會及び役員会とする。總會はインターネット等通信メディアを利用して開催することも可能とする。

第12条 定期總會は本会の最高決定機関であり、毎年度1回開催する。臨時總會は、役委員会が必要と認めたとき會長が召集し開催する。

第13条 總會では次の事項を決定する。

- 1 会則の改正
- 2 予算及び決算
- 3 役員の改選
- 4 その他重要な事項への対処

第14条 役員会は會長が認めた時召集し、次の事項について検討、決定する。

- 1 總會に附議する事項の案
- 2 本会の運営に関する諸事項
- 3 内規の制定及び改正
- 4 その他緊急事項への対処

第15条 會議の議決は、参加者の過半数をもって決定し、賛否同数の時は議長がこれを決定する。

【第6章 會計】

第16条 本会活動経費は五三會會費配分金、寄付金及び大学業務委託料等のその他収入をもってあてる。

1 五三會會費配分金は、五三會から毎年度配分を受ける。本会役員は、毎年度当初及び卒業時、五三會による會費徴収事務に協力する。

2 この会の會計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

3 その他の會計事務については別に定める會計細則により行う。

【第7章 委任事項】

第17条 この会則に定めのあるもののほか、必要な事項は役員会においてこれを定める。

【付則】

1 本会則は、2010年7月26日から施行する。

2 既存の「広島工業大学環境学部環境デザイン学科学生会五三會會則」は、環境学部地域環境学科在学生在が卒業するまで有効とするが、役員等は当新会則により選任し、引き継ぎ残金は学生会の特別基金とし、2年以上の環境学部在学生的のために限って使用する。

【付則】

- 1 本会則は、2019年4月1日から施行する。

以上